

議会運営委員会

令和 2 年 3 月 3 0 日 (月)

午前 1 0 時 0 0 分 開 会

○村田委員長 おはようございます。

ただいまより議会運営委員会を開会いたしますけれども、本日は、上岡委員と高村委員が所用のため欠席であります。南委員は後刻出席ということでありまして、現在議会運営委員会、4名でございますけれども、議会運営委員会は成立しておりますので報告申し上げます。

それでは、まず、第1回の尾鷲市市議会の臨時会について御協議をいただくわけでありまして、最初に、市長から御挨拶を頂きたいと思っております。

○加藤市長 おはようございます。

先週、第1回定例会が閉会し、議員の皆様には、年度末で何かとお忙しい中、令和2年第1回臨時会のための議会運営委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本臨時会に上程いたします議案につきましては、議案第30号、市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正についてから、議案第38号、尾鷲市副市長の選任についてまでの計9議案であります。特に人事案件となる議案第38号、尾鷲市副市長の選任についてにつきましては、昨年12月末に藤吉副市長が辞職され空席となっている副市長職について私なりに検討し、地方行政に明るく、職員を取りまとめられる候補者の人選を進めてまいりましたが、今般、現総務課長である下村新吾氏が適任であると判断し副市長として選任しようとするものであります。

同氏は、保健衛生課、文化振興会、税務課、水道部、建設課、市長公室などを経て、福祉保健課長、総務課長を歴任しており、特に総務課長職は6年と長期となっていることから議員の皆様とも意見交換ができており、本市が直面している行政課題にも積極的に取り組んでいただけるものと確信するものであり、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

その他提出議案の詳細につきましては、総務課長より説明いたさせます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○下村総務課長 それでは、令和2年第1回尾鷲市議会臨時会への提出議案について御説明いたします。

議案書の1ページを御覧願います。

議案第30号、市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正についてにつきましては、本市の厳しい財政状況を鑑み、副市長の給与について減額措置を講じていますが、その減額期間は前副市長の任期となっておりますので、その減額期間を改めるものであります。また、あわせて規定する元号を改正するものであります。

次に、3ページの議案第31号、尾鷲市市税条例等の一部改正についてから、14ページの議案第32号、尾鷲市都市計画税条例の一部改正についてにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律の改正により生ずる条ずれ、項ずれの改正のほか、市税条例等の改正では、非課税措置や所得控除について、寡夫を、この場合の寡夫は夫のほうであります、寡夫を独り親に改め、固定資産について、使用者を所有者とみなすことができる規定の追加や、死亡している者が登録されている資産における納税義務者の届出規定の追加、また、軽量な葉巻きたばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法の見直しなど、所要の改正を行うものであります。

都市計画税条例では、条ずれ、項ずれの改正のほか、浸水被害軽減地区の課税標準の特例の新設など、所要の改正を行うものであります。

次に、17ページの議案第33号、尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正についてにつきましては、地方税法施行例等の一部を改正する政令の改正に伴う所要の改正で、減税措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しが主なものであります。

次に、19ページの議案第34号、尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてにつきましては、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律により、別表第4、イ、公安職俸給表(1)が改正されることに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額について所要の改正を行うものであります。

また、民法の一部を改正する法律により法定利率が改定されることに伴い、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率についても所要の改正を行うものであります。

次に、議案第35号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算(第1号)の議決について及び議案第36号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算(第9号)の議決についてにつきましては、それぞれお手元の尾鷲市一般会計補正予算及び予算説明書をもって御説明いたします。

それでは、令和2年度補正予算説明書の1ページを御覧願います。

今回の一般会計の補正につきましては、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1,

433万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を98億5,864万3,000円とするものであります。

10ページ、11ページの歳入について御説明いたします。

15款県支出金、2項県補助金、6目教育費県補助金20万9,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症対策に係る教育支援体制整備事業費交付金の追加であります。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金142万4,000円の増額補正は、今回の補正財源として財政調整基金から繰り入れるものであります。

21款市債、1項市債、1目総務債1,270万円の増額補正は、本庁舎耐震改修事業においてアスベスト除去工事が必要となったことに伴う本庁舎耐震改修事業債の増額であります。

次に、歳出ですが、12、13ページを御覧願います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1,697万2,000円の増額補正は、特別職及び職員人件費において副市長給与の増額と職員1名の給与費減額の相殺で426万7,000円、本庁舎耐震事業におけるアスベスト除去に係る工事請負費が1,270万5,000円の増額となります。

次に、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費284万8,000円の減額補正は、学校ICT環境機器借上料で、校内LAN環境機器整備に係る費用が補助対象となったことから別事業として執行することとなったこと及び入札による額の確定による減額であります。

次に、4項幼稚園費、1目幼稚園費20万9,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症対策に係る空気清浄機4台の購入費であります。

5ページの地方債補正ですが、変更でアスベスト除去により追加工事が必要となった耐震改修事業に係る起債限度額の変更であります。

続きまして、議案第36号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第9号）の議決について御説明いたします。

予算説明書の1ページを御覧願います。

今回の一般会計の補正につきましては、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ4,917万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を103億5,557万7,000円とするものであります。

10ページ、11ページを御覧願います。

歳入ですが、2款地方譲与税から次のページの11款交通安全対策特別交付金ま

では、交付額の確定に伴う補正であります。

14款国庫支出金422万円の増額補正は、説明欄にありますように学校ICT環境整備に係る公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の追加であります。

次のページ、16款財産収入2,138万円の増額補正は、旧第三保育園、第四保育園敷地売却に伴う土地建物売払収入であります。

17款寄附金744万9,000円の減額補正は、ふるさと応援寄附金の実績の見込みによる減額であります。

21款市債410万円の増額補正は、学校ICT環境整備事業に対する学校教育施設等整備事業債の追加であります。

次のページ、歳出ですが、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1,944万2,000円の増額補正は、普通退職者1名に対する退職手当支出であります。

3目財産管理費2,135万9,000円の増額補正は、今回の補正に伴い財政調整基金積立金が2,880万8,000円、ふるさと応援寄附金の実績見込みに伴いふるさと応援基金積立金が744万9,000円の減額となります。

次に、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費837万5,000円の増額補正は、6号補正において債務負担行為として計上した学校ICT環境機器借上料のうち校内LANの整備分について、令和元年度の国庫補助金の対象とするため債務負担行為分と切り離して計上したものであります。

6ページを御覧願います。

繰越明許費補正ですが、9款教育費、1項教育総務費の校内LAN環境機器整備等事業837万5,000円の追加で、年度内の事業執行が困難なため翌年度に繰り越して執行しようとするものであります。

次に、債務負担行為補正は、先ほど歳出で説明させていただいた校内LAN環境機器整備事業分を切り離したことによる減額と、ICT機器借上げの入札結果に伴う限度額の変更であります。

次の地方債補正につきましては、校内LAN環境機器整備に係る学校教育施設等整備事業債限度額の変更であります。

次に、議案第37号、令和2年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決についてにつきましては、今般、紀北町から総合病院への救急医療体制に対する特別支援金を受けることとなったことから、医業外収益として補正予算に計上するも

のであります。

病院事業会計補正予算書（第1号）及び予算説明書をもって、予算内容について御説明いたします。

予算書の1ページを御覧願います。

第3条、予算に定めた収益的収入及び支出の収入で、医業外収益として紀北町救急医療体制特別支援金4,400万円を増額補正し、病院事業収益の総額を45億4,859万1,000円とするものであります。

議案書に戻っていただき、24ページを御覧願います。

議案第38号、尾鷲市副市長の選任についてにつきましては、現在空席となっている副市長の選任について、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めらるものであります。

以上で提出議案の説明とさせていただきます。

○村田委員長　　今臨時会に上程を予定されております各議案について説明がございました。

これについて御意見等ございましたら御発言願いたいと思いますが、ございませんか。

○小川副委員長　　1点だけ、議案第36号の補正予算のところですが、アスベスト、ページが分からぬのでちょっとよう出さんですけど、1,270万ぐらいついておったと思うんですけども、以前、アスベストは大丈夫なのかって聞いたときに、アスベストは大丈夫という何か返答があったように思うんですけど、このアスベストの出てきた場所はどこか、それと、いつ検査されたのか、ちょっと教えていただけませんか。

○下村総務課長　　庁舎につきましては、2年ほど前にアスベストの調査、外壁を中心にアスベストの調査をさせていただきました。その際、天井裏とかそういうところまでは調査していなかったと。

今回、耐震改修工事の詳細設計を進める中で、現場調査を実施する中で、耐震補強材を設置する箇所の基礎部分に、天井裏に、昔の暖房機器のパイプ内にアスベストがあったということで、パイプ内の中でございますので封じ込めのほうがもう既にできておったということなんですけど、今回工事についてそれを撤去しなくてはならないということになりましたので、今回、補正予算に計上させていただいたものであります。

○小川副委員長　　今、説明いただいたんですけど、最初的时候は対象になってい

なかったみたいなの、これから工事が始まるにつれてまた今後出てくるというようなちょっと心配、危惧するんですけど、その点はまだまだ出てくるんじゃないか、それは大丈夫なんでしょうか。

○下村総務課長　もう半年近く現地調査も行っておりますので、人が活動することが想定される空間に露出しているものに対しては必ず措置をしなければならないということで、対象建材料に囲い込む措置を実施しております。

○小川副委員長　ありがとうございます。

○村田委員長　いいですか。

他に。

○奥田副議長　すみません、ちょっと関連で確認だけさせてもらいたいんですけど、ということは、この1,270万というのは追加工事という形になって、どうなるんですかね、今後。契約は、どうなるのかとか。

○下村総務課長　本庁舎耐震改修工事の追加工事という形になります。今回の補正予算が議決いただけましたら仮契約を実施させていただき、また、4月に本会議を開会して契約変更の議決を頂きたいと思っております。

○村田委員長　よろしいですか。

南委員、30号から38号まで、今、説明が終わったところなんですけど、特に御意見がございましたら。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長　他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長　ないようでありますので、ただいま説明のありました30号から38号の議案につきましては、今臨時会に議案上程をすることで進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、次に、会期及び議事日程(案)について、事務局より説明を求めます。

○高芝議会事務局長　それでは、事項書2番目の会期及び議事日程案について説明させていただきます。

会期は、3月31日、火曜日、1日間の予定でございます。

会議は、午前10時開会とさせていただきます。

審議の内容でございますが、会議録署名議員の指名、会期の決定の後、議案上程、提案説明、質疑、委員会付託。これは、先ほど執行部より説明がありました議案第30号、市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正についてから、議案第3

7号、令和2年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決についてまでの計8議案についてでございます。

次に、議案第38号、尾鷲市副市長の選任についての人事案件1件につきましては、議案上程、提案説明後、質疑を行っていただき、委員会付託を省略して、討論、採決を行うという取扱いにさせていただいております。

後ほど、この取扱いでよろしいかどうか御協議いただきたいと思います。

その後、本会議を暫時休憩していただきまして、第二・第三委員会室において行政常任委員会を開催していただき、付託議案の審査を行っていただきます。

委員会終了後、本会議を再開していただき、審査結果等の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行っていただき、閉会となる予定でございます。

なお、議案質疑発言通告書の提出期限につきましては、本日午後5時までとさせていただきます。

また、ただいま議案付託表（案）のほう、通知させていただきましたので、御確認いただきますようよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○村田委員長 会期及び議事日程、その他について説明がございました。

この中で特に御意見ある方は御発言願いたいと思いますけれども、よろしいですか。

○奥田副議長 この委員会付託なんですけどね、議案第38号はないんですか、これは。書いていないのが。議案第38号。

（「申し上げました」と呼ぶ者あり）

○奥田副議長 どうするの。これはもう委員会せずにとということですか。

○村田委員長 議案第38号は、委員会付託をしないということ。

○奥田副議長 その理由は何ですかね。

○高芝議会事務局長 今までの本市議会における先例及び人事案件については、ほとんど前回の藤吉副市長さん、その前の山口副市長さんについても委員会付託を省略して実施してきていただいておりますので、私、今、事項書のほうに書かせていただいております。審議の内容につきましても、案としては、これは委員会付託を省略する形で現状書かせていただいております。

以上でございます。

○奥田副議長 でも、たしか12年前でしたかね、ほとんどしていないということなんですけど、12年前は、12年前でしたかな、副市長人事においても委員会付託

をしたことがあったと思いますけれども。今回急に出てきたこの案件ですので委員会付託ぐらいはしてもいいんじゃないかなという気がするんですけども。

○村田委員長　この件については、いわゆる本会議場で質疑の時間も取ってありますから質疑でやっていただければいいのかなと。ただし、本人には本会議場ではどういう気持ちなのかというようなことは避けていただきたいと思いますが、全員協議会、議長、やるんでしょう、全協。

○濱中議長　今日ですね。

○村田委員長　今日もやりますけれども、全協の場でね、これ、まだ議案に上がってありませんけれども、全協の場で、いわゆる候補者について、心境とかいうことで、もしお聞きをできるのであればやっていただければいいのかなと、私はそう解釈をしておりますけれども、いかがでしょうか。

○奥田副議長　ただ、12年前にもね、やったことがありますし、それと、この今この時期にね、市長もかなり強気な発言をしていたと思うんですよ、12月に藤吉副市長が辞任されて。そのとき私は一般質問でも確認させてもらいましたが、本当に大丈夫ですかと言ったら、もう自分が中心となってやっていくんだというようなことで。本当に、副市長を置くのか置かないのかということも自分なりに考えたいという話があって。さきの3月定例議会でも私はお聞きし、副市長のね、関係の予算が上がっていないものですから、委員会の中で副市長をどうされるんですかというのは確認をさせていただいて、いや、まだそれは決まっていなかったという話があった中で急遽こういう形が出てきたものですからね。その辺のどういうふうな経緯、事情で、こういうふうな急に上がってきたのかということとか、ちょっと詳細にね、お聞きしたいなということもありましたのでね。そういう意味で、今回、私は、委員会は、これをすべきじゃないかなとは個人的には思っていますけどね。

○村田委員長　今、奥田副議長のほうから委員会をすべきだという御意見がございましたけれども、全員協議会の場でそういったところは問うていただくということで。いかがでしょうか、委員会に付託をするのかどうかということで皆さんの御意見を賜りたいと思いますが。

○南委員　遅れてきて申し訳ございませんでした。

○村田委員長　いいえ、とんでもないです。

○南委員　今の奥田副議長のほうから常任委員会に付託せえという話があったんですけども、先ほども委員長が言われましたように、後ほど全員協議会の場もありますし、また、本会議は本会議でそれなりの所定の議案質疑、討論等もあります

ので、特に今回の場合は、候補者が総務課長が退職されて上がっていくということなんですので、そこら辺の人間性やとかいろんな手腕については十分間近で議員としてもおったという感じで、別段僕は常任委員会への付託は省略して当然じゃないかなという考え方を持っています。

ただ、1点、僕、以前に二村教育長の再任の際に、今回は総務課長がそのまま議場におられるわけなんですけれども、たまたま二村さんが議場におられて、僕が議案質疑の中で二村さんに質疑を問うたことはあるんですわ、本人がね、おったというわけで。そこら辺は、当時の議長が整理していただいて、当の本人に振るのがよくないということだったんだと思うんですけれどもね。そういった場合、今回、前もできたら本当は本人がいないほうが僕はあのときはよかったなと感じたんですけどね。今回の場合は、たまたまもう総務課長でおられるということなんですけれども、この案件についてはどう取り扱うかなという、ちょっと疑問がね、よぎったものですから、できたら僕は質疑する側におったら、本人がいなかったほうが僕はよかったなという当時の思いが今よみがえってきましたので、そこら辺の取扱いはどうかなというような感じなんですわ、1点。

○村田委員長 分かりました。本会議にその候補者が出席をするかどうかという問題でありますけれども、もちろん質疑ということになれば御本人にはできないわけですから、市長に対してどういうわけで選任をしたんだという質疑になりますから、御本人がいらっしゃっても別段構わないのかなという気もいたしますけれども、今ここに御本人がおりますけれども、どうでしょう。

○三鬼（和）委員 議会運営上は、本会議であろうと委員会であろうと質疑に関しては提出者にすべきものであって、本人の意向云々という話であれば、今、委員長が提案した全協かな、全協でやるって。議員がどちらを希望しておるかというのを諮っていただいたらいいんじゃないかなと思いますけど。

○村田委員長 どうですか。

○三鬼（孝）委員 今、南委員も言いましたようにね、職員、現職をすぐ上げるということで、人間的にもいろいろと皆さん総務課長としてこれまでの仕事をよく知っておられますし、これまでどおり、やっぱり委員会付託はなしでいいんじゃないですか。

○村田委員長 なしで。

御本人の出席はどうですか、本会議。どっちでもいいと思うんですかな。

○南委員 その件で、僕もね、当時、県議会のほうへね、友達がいたもんで問う

たことがあるんですわ。やはりその前は、もし不在にするんやったら、議会運営委員会である程度その方向性を定めておいたほうがベストですねという指導をもらいました。

(「よろしいでしょうか」と呼ぶ者あり)

○村田委員長　　ちょっと待ってください。

小川副委員長、いかがでしょうか。

○小川副委員長　　今、三鬼孝之委員と同じ意見。

○奥田副議長　　ちょっと先ほどの話に追加させていただきたいんですけれども、私は、そうしたら、12年前の副市長の選任時の委員会付託というのはイレギュラーだったということなのかなという、相当イレギュラーだったんだなというふうに、今、認識しているわけなんですけど、それはさておき、先ほど申し上げたように総務課長が副市長になるんだからいいんじゃないかという今の意見ですけれども、でも、総務課長としての下村課長、よくやっていたな、これはもう人格もよく分かっています。でも、これまでの市長が、突然ね、先ほど申し上げた、さっき突然こういうふうな形で、あれ、もう置かないのかなと思っていた状況の中でぽんと出てきたものですからね、その辺の経緯も詳しく聞きたいと思いますし。

それと、これまでは県のほうから来ていただいていたのが、藤吉副市長の場合はOBですけれども、そういう中で今回は市役所の今の職員が普通退職してなられるということなんで、その辺のところもね、ちょっと僕は詳しく聞きたいなという。多分市民の方々もそう思っていると思うんですよ。何で突然こういう時期にねという話が出ていますので、そういう意味では、私は透明性を保つというか、12年前がイレギュラーだったなというのなら、それは構いません、構いませんけれども、そういうことも、あのときもかなり議論されたのでね。ですから、そういうような市長の、僕は市長の考え方というのをね、詳しく聞きたいなと思うので、質疑だけではちょっと物足りないような気がするものですから。ぜひぜひ僕は、じゃ、やっぱり12年前というのは相当イレギュラーだったということですね、やっぱりね。いいです、結構です。

○村田委員長　　やっぱり市長の提案理由の説明というのがありまして、それに対しての質疑というのは本会議に設けてありますので、そのときにやはり質疑というものはしていただきたいな。この議会運営委員会でも、そういうこともある程度は聞いていただいてもいいとは思いますが、しかし、ここでやっぱり、議会運営委員会というのは、出された議案について、これが是か非かと、出してもいいの

かどうかということが主にやっておるわけでありまして、あまり強く深く掘り下げることはいかなものかなと私は判断いたしますけれども、皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長　　じゃ、議場でやっていただくということで行きたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それから、次には、執行部。執行部これで退席してください。

（「説明員の出席」と呼ぶ者あり）

○村田委員長　　すみません、もう一回座ってください。

事務局、ちゃんとしてくださいよ。

それから、臨時議会に執行部からの出席について、総務課長からですか。

○下村総務課長　　今回提出しております、議案で言いますと政策調整課長、財政課長、総務課長、税務課長、防災危機管理課長、教育総務課長、総合病院事務長、総務課長、市民サービス課長で説明員として出席させていただきたいと思っております。

○村田委員長　　臨時会でありますので、今、総務課長が申しましたように必要最小限ということで出席をしていただくということでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○村田委員長　　じゃ、そういう運びをしてください。

それでは、執行部、退席してください。

次に、事務局のほうから報告を頂きたいと思っておりますけれども、まず、尾鷲市議会の定数検討問題委員会については、今後の進め方。今後の進め方としましては、副委員長とも相談をしたんですけれども、今いろいろアンケートも取っていただいて集約をしておると。集約はできておりますので、その結果をもって改めて皆様方に、現状維持なのか、減数なのか、増員。増員というのはあり得んと思っておりますけれども、増員なのか、どういう方向で行くのかということ、次、4月辺りで、4月の中旬辺りで開催をしてお決めをいただきたいな。できればそのときに、もう減数ということであれば人数をどの辺まで絞っていくのかということも決めていきたい。ですから、次の検討委員会は最終的な検討委員会になるかもしれませんので、その辺のところを、ひとつ皆さんお含みをいただきたいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げたいと思っております。

それから、次に、議会報告会でありますけれども、新型コロナウイルスの感染症、

これはやっぱり今問題になっておりますので、今回は中止ということで決めていき
たいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長　よろしいですね。それでは、議会報告会は中止ということで願
いをいたしたいと思います。

それから、子ども議会の中止について、これはちょっと事務局のほうから説明い
たきたい。

○高芝議会事務局長　それでは、子ども議会について説明させていただきます。

子ども議会の開催につきましては、昨年11月開催の議会運営委員会及び全員協
議会のほうにおきまして、実施目的、実施方法などを御確認いただきまして、その
後、2月には教育委員会、あと、尾鷲中、輪内中の校長先生のほうにも御理解を頂
きまして、夏休み期間を含めた夏頃をめぐりして各中学校の生徒会のほうを中心と
したメンバー構成で実施する方向で事務局のほうで調整のほうを進めさせていた
いておりましたが、今般の新型コロナウイルス感染防止を目的としたこの春の学校
さんのほうの休校措置の影響のほうは、今後学校サイドの新年度のカリキュラムな
どへ及ぶ可能性もあるため、それと、あと、子ども議会の開催に当たりましては、
この4月から生徒さんとの打合せ、レクチャーなどの事前準備のほうをお願いする
予定でございましたが、このような状況で中学校さんのほうへの負担なども考慮して、
今回の開催につきましては中止していただくかどうか御協議していただきたいと思
います。

説明は以上でございます。

○村田委員長　子ども議会の中止、延期についてですが、今、局長から説明があ
りましたように、コロナウイルス対策ということでなかなか非常に難しい。そして、
今やってもカリキュラム、これの絡みもありまして非常に難しいのではないかとい
う話がありますけれども、できればやってはいただきたいんですけれども、やっぱ
りその時期については学校側に任せるということでひとつ御了解をいただきたいと
思います。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長　それでは、そのほかは、もうないですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長　よろしいですか。

(「全協で行きます」と呼ぶ者あり)

○村田委員長　全協で。

それでは、これで議会運営委員会を閉じます。

（午前10時37分　閉会）